差押債権目録

	金		円				
	債務者	者が第三債務者_		銀行	(支店扱い)	に対し
	て有する	る下記預金債権の)うち,下記	2に記載する順序に行	だい,頭	書金額に満つる	るまで。
				記			
1	差押之	えのない預金と差	き押えのある	預金があるときは,	次の順用	字による。	
	(1)	先行の差押え,	仮差押えの	ないもの			
	(2)	先行の差押え,	仮差押えの	あるもの			

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金(差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の 電信買相場により換算した金額(外貨)。但し、先物為替予約があるときは、原 則として予約された相場により換算する。)
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。

2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお, 口座番号が同一の預金が数口あるときは, 預金に付せられた番号の若い順序 による。